

「第二次納税義務関係事務提要の制定について」の
一部改正について（事務運営指針）の概要

平成29年3月3日付徴徴6-9ほか1課共同「第二次納税義務関係事務提要の制定について」（事務運営指針）の一部について改正を予定しています。主な改正事項は次のとおりです。

- 1 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務（国税徴収法第38条）における生計を一にする親族その他の特殊関係者の判定時期等についての見直し
事業の譲受人が、納税者が生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社に該当するかどうかの判定は、原則として、譲渡契約書等において当事者が事業譲渡の効力発生時として定めた時による。
- 2 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する特別措置法の改正に伴う改正
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する特別措置法（昭和61年法律第66号）の改正に伴い、関連する項目に所要の整備を行う。